

2 学期からの

熊野町の学校給食について



1 手続きについて

提出書類	対象者	提出期限	留意事項
学校給食申込書 ※学校に提出	全員	令和7年6月27日 (金) ※期限厳守	児童生徒一人につき1枚提出してください。
学校給食口座振替依頼書 ※金融機関に提出 ＜対象の金融機関＞ 広島銀行 もみじ銀行 広島信用金庫 呉信用金庫 広島県信用組合 ひろしま農業協同組合 ゆうちょ銀行	1学期に給食の申込をされていない方 ※既に兄弟姉妹で登録済みの場合や以前登録済みの場合は、手続き不要です。ただし取り止め期間が2年以上の場合、金融機関によっては、再登録をお願いする場合があります。	令和7年7月31日 (木)	学校給食保護者負担金のお支払いは、原則、口座振替でお願いします。1学期に給食を申し込みされていた方は登録済みの口座から引き続き口座振替を行います。※口座を変更したい場合には、再度、書類の提出が必要になります。教育委員会へご連絡ください。

2 学校給食費に係る通知について

熊野町学校給食保護者負担金徴収額通知書	当該年度の給食費や納期限について記載した通知です。口座振替の口座の記載もありますので納期限までに指定の口座の残高確認をお願いします。
熊野町学校給食保護者負担金請求額決定通知書	給食費の清算を行った際に決定した当該年度の食数とその金額の通知です。清算月の請求額が変更となっている場合がありますのでご確認ください。
減免額決定通知書	就学援助の認定等により、給食費が減免対応となる場合の通知です。減免額、徴収額の確認をお願いします。
督促状	納期限までに納付がない場合に納期限後20日以内に送付します。
催告書	督促状の送付後に納付が確認できない場合に送付します。

3 学校給食保護者負担金について

＜現在＞

学校	牛乳 一本当たり	食材費	
		単価	月額
小学校	70円	250円	3,900円
中学校	70円	300円	4,700円

＜2学期以降＞

学校	食材費 (牛乳込み)	
	単価	月額
小学校	270円	4,200円
中学校	320円	5,000円



○8月に給食の提供がない場合も8月分を徴収し、年間の徴収額で清算を行います。

○口座振替が不能となった場合には、納付書を送付します。お早めにお支払いください。

○学校給食保護者負担金を滞納し、督促状や催告書の送達を受けてもなお、納付されない場合には、裁判所において支払財産の差押等を行う場合があります。

4 就学援助を受けている場合について

就学援助の認定を受けている児童生徒については、学校給食保護者負担金は減免対応となります。減免額決定通知書を必ずご確認ください。

年度途中に認定となった場合には、認定日以降の給食費が減免対応となります。認定日までに徴収している額が多い場合には還付します。また、一度認定された方でもその後受給要件の喪失等で取り消しとなった場合には、給食費を納付していただきます。

就学援助制度の問い合わせは、熊野町教育委員会までお問い合わせください。

5 除去食対応について

アレルギー等により食べられない食材がある場合には、除去食対応を行います。除去食対応を希望する場合には、除去食の申請が必要です。申請方法や対象者、除去食の対応方法などの詳細については、別紙の「学校給食における除去食対応について」をご確認ください。

6 準備物について

給食の配膳には、エプロン、帽子、マスクのセットが必要になります。別紙の「給食当番セット(エプロン、帽子、袋等)の使用について」を参考に2学期開始までに一人1セットのご準備をお願いします。

7 その他

転出等により給食を停止する場合には、停止申請が必要となります。学校もしくは教育委員会に書類の提出をお願いします。



学校給食に関するお問い合わせ
熊野町教育委員会 教育総務課
電話番号:082-820-5620

給食当番セット（エプロン、帽子、袋等）の使用について

令和7年度2学期から食缶方式による全員給食に移行することに伴い、制服等に付着したゴミ等の異物混入防止、同一給食着の着回し回避、洗剤や柔軟剤に含まれる化学物質等による過敏症対策のため、給食当番セット（エプロン、帽子、袋等）を個人で購入等してご準備いただくようお願いいたします。

これからエプロンを購入して準備される場合は、衛生的な面から、裏面のとおり推奨する給食当番セットの規格等をご参照のうえ、ご準備ください。

1 推奨する給食当番セット（詳細は「裏面」をご覧ください）

- エプロンは、胸の部分まで覆い隠せる丈が短すぎないもので、一人で着脱できるもの（長袖が望ましい）
 - ※ 特に小学校低学年の児童については、ご家庭で着脱の練習をしてください。
- 帽子は、ゴムでしっかり固定できるもので、一人で着脱できるもの（三角巾も可）
- 袋は、エプロンと帽子が入る大きさのもの（体操服袋のようなもの）

2 給食当番セットの購入

購入場所の指定はありません。なお、推奨する給食当番セットは、制服等と同様に、熊野繊維組合などの町内販売店のほか、フジ熊野店などの量販店でも購入することができます。

【町内販売店の例】

店名	連絡先	住所
ひろや	082-854-0168	熊野町中溝 3-11-12
呉服のヒサエ	082-854-1824	熊野町萩原 6246-3
京の屋たけつめ	082-854-0837	熊野町中溝 2-7-12
丸三屋商店	082-854-2848	熊野町新宮 1-2-6
きもの乃わかしま	082-854-0505	熊野町呉地 3-15-20

※ あらかじめ電話連絡のうえ、在庫等をご確認ください。

3 その他

給食当番セットは、給食当番のある週に家庭から持参し、一週間使用（個人ロッカー等で保管）後、週の最終日に家庭へ持ち帰ります。

推奨する給食当番セットの規格

衛生面を考慮して、以下のものを給食当番セットとして推奨します。

(1) エプロン

- 胸の部分まで覆い隠せる丈が短すぎないもので、一人で着脱できるもの（長袖のかっぽう着タイプ、前ボタンタイプが望ましい）
- 異物混入防止等のため、装飾が付いているものは不可
- 白色を基本とした無地のもの（汚れが確認しやすい色のもの）



(2) 帽子

- ゴムでしっかり固定できるもので、一人で着脱できるもの（総ゴムタイプ、後ろゴムタイプ。三角巾も可）
- 異物混入防止等のため、装飾が付いているものは不可
- 白色を基本とした無地のもの（汚れが確認しやすい色のもの）



(3) 袋

- エプロンと帽子が入る大きさのもの（タテヨコ約 30 cm程度）
- ひもが付いており、かけることができるもの



(4) マスク

- 一般的なマスク

学校給食における除去食対応について

平素から町教育行政の推進に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本町の学校給食は、令和7年度2学期から食缶方式による全員給食に移行することに伴い、除去食対応の検討のため食物アレルギーの確認をさせていただきました。その内容を踏まえて除去食対応における基準等を以下の通り作成しました。

ついては、以下の内容を確認していただき、除去食対応を希望の参考としてください。

なお、除去食を希望する場合には、申請をしていただき、教育委員会の栄養士との面談を行います。

【給食の基本的な事項について】

1. 基本、加熱調理したものを提供します。（果物は生で提供する場合があります。）
2. 給食で使用しない食品

そば、ナッツ類（ピーナッツ含む）、キウイ、えび、かに、やまいも、貝類

以上の食品については給食では使用しないため管理不要です。

3. 給食の調理はコンタミネーション（微量混入）の環境下での調理となります。

【除去食対応の対象者】

1. 原因食品を摂取することにより、アレルギー症状が現れる児童生徒
2. 医師の検査、診断により食物アレルギーを有すると判定された児童生徒
3. 家庭の食事においても除去の対応を行っている児童生徒

【除去食対応の内容について】

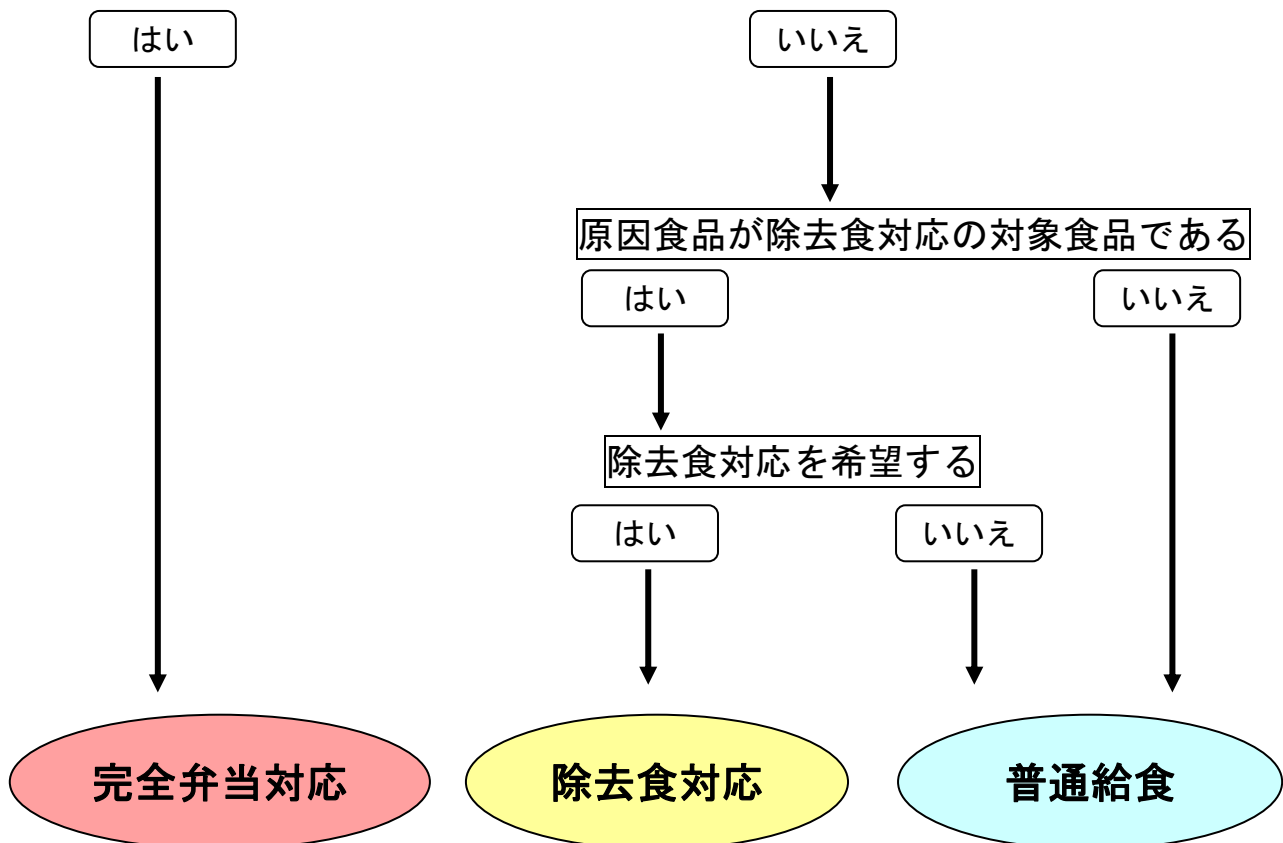
1. 安全性確保のため、少量は食べられる等リスクを伴う複雑な対応はしません。
2. アレルギー原因食品が含まれているメニューのみ専用の個別容器に入れた除去食が届きます。それ以外のメニューは、クラスの食缶からの普通給食の配膳を行います。
3. メニューによっては、除去食対応が難しい場合があるため、その場合には家庭から代替食を持参していただきます。
4. 誤食のリスク防止のため、除去食対応をしている日はおかわりができません。

【除去食対応方法について】

食物アレルギーで特定の食品（給食に使用する食品）の除去対応が必要である方については次のフローを除去食対応の希望の参考にしてください。

極微量でもアレルギー症状を誘発する場合があります

※調味料、コンタミネーション不可等



1. 除去食対応

原因食品を除いた給食を提供。

例) かき玉汁の卵を除去して提供、サラダのチーズを除去して提供 など

除去対応が難しい食品の場合には家庭から代替食を持参。

※乳アレルギー等で牛乳の除去食を行っている場合、学校給食保護者負担金のうち、牛乳代を減免対応とします。

2. 完全弁当対応

除去食対応が困難なため、全ての給食に対し、弁当を持参。

※学校給食保護者負担金の徴収は行いません。

【除去食対応の流れについて】

除去食を希望する場合には以下の流れとなります。

1. 除去食の申請

給食の基本事項と除去食対応の対象者を確認した上で対象となる方は除去食の申請をしてください。

※申請には医師の診断が必要です。学校給食指示書を主治医に記入していただき申請の際に提出してください。用紙は学校または教育委員会にあります。

※除去食を希望する場合は毎年一回学校給食指示書の提出が必須となります。

2. 教育委員会の栄養士との面談

除去食を開始する前月までに面談を行い、現在の家庭での状況等をお伺いさせていただきます。

3. 対応の決定

面談で聴き取りした内容をもとに対応の決定を行います。

※対応が完全弁当対応に決定した場合、4. 除去食対応の開始の対応は行いません。

4. 除去食対応の開始

① 翌月の献立表ができ次第、除去食対応を案を作成し、保護者に送付。

② 保護者は案の確認を行い、修正がある場合に教育委員会へ連絡。

③ 修正等を反映し、除去食チェック表を教育委員会で作成。

④ 除去食チェック表を委託業者の栄養士と確認。

⑤ 確定した除去食チェック表を教育委員会から保護者、学校、委託業者に送付。

⑥ 除去食チェック表をもとに給食提供。

給食を学校に配送する前と給食が学校に配送された時点、クラスに配送された時点でチェック表をもとに給食の確認を行います。

5. 除去食対応の停止

アレルギー症状の改善等で除去食対応を停止する場合には、除去食対応停止申請が必要です。申請を受理した翌月から除去食対応を停止します。

【その他】

- ・ 除去食対応の変更等がある場合には、教育委員会へ連絡してください。
- ・ 除去食の判断が難しい等がありましたら、教育委員会にご相談ください。

【問合せ先】 熊野町教育委員会 教育総務課（担当：林） 電話：８２０－５６２０
